

室内空气中化学物質の測定結果について

次の施設について、室内空气中化学物質の改修工事前検査を実施したところ、ホルムアルデヒドが厚生労働省の示す室内空气中化学物質の濃度指針値を超える結果となりました。

この測定結果を受け、必要な低減対策を講じた後、再測定を行います。

また、ホルムアルデヒドの濃度が指針値を下回る結果となるまで、当該施設（図書分室）の使用を見合わせます。

建築物名称	旭川市東鷹栖公民館（東鷹栖支所）
建築物所在地	旭川市東鷹栖4条3丁目636番地の23

測定場所 測定物質	図書分室	支所事務室			指針値 (20℃)
	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	
ホルムアルデヒド	* 119	39			100
アセトアルデヒド	28	11			48
トルエン	30	9			260
エチルベンゼン	7	2未満			3,800
キシレン	12	2			870
パラジクロロベンゼン	2	2			240
スチレン	2未満	2未満			220
テトラデカン	3	2未満			330
採取日	平成24年9月16日	平成24年9月16日			
採取時刻	14:00～14:30	14:35～14:05			
温度(℃)	26.1	26.2			
湿度(%)	55	55			
採取方法	ホルムアルデヒド：DNPHカートリッジに30分間捕集（1.0ℓ/分） 揮発性有機化合物：チャコールチューブに30分間捕集（1.0ℓ/分）				
検査方法	ホルムアルデヒド：固相吸着／溶媒抽出ー高速液体クロマトグラフ法 揮発性有機化合物：固相吸着／溶媒抽出ーガスクロマトグラフ／質量分析法				
備考	*厚生労働省が示す室内空气中化学物質の濃度指針値を超えるもの 定量下限値： $2\mu\text{g}/\text{m}^3$ ，各物質の濃度は20℃換算				